

令和8年度

学校教育計画



大阪府立東住吉支援学校

「学校教育計画」

1. 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針（教務部）

- ① 新学習指導要領の方針に沿って教育課程の編成を行う。
 - ・学びの連続性、一人ひとりに応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実等主な改善事項を意識して編成を行う。
- ② 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、児童・生徒の発達や障がい状況に応じた指導内容や方法の充実を図る。
 - ・家庭や医療、療育、福祉等の関係機関と連携を密にし、個別の教育支援計画をもとに個別の指導計画を作成する。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、課題に応じた指導を進め、社会で生活するうえで必要なスキルを身につけられるように支援する。
 - ・合理的配慮の観点で踏まえて教科・グループ毎に個別の指導計画を立て、学期ごとに見直しを行い、授業の改善を図る。
- ③ 社会の中で一人ひとりが自分らしく生きるための力を育てる。
 - ・学校卒業後の自立と社会参加を見通して、学校教育において必要な力を身につけることができるようにする。B 部門（知的障がい教育部門）高等部の職業コースにおいて作業実習などの就業体験活動の機会を積極的に設ける。
- ④ ICT 機器を学習指導やコミュニケーションの手段として積極的かつ効果的に活用し、学習効果の向上を図る。

(2) 自立活動の方針（研究部）

- ① 自立に向けて個々の課題に応じた指導内容の研修を企画・立案し、障がい各種に応じた教育の専門性を高める。
- ② 研修・研究会への参加や福祉医療関係人材活用事業の利用・リハビリ見学等の成果を、他の教職員に伝える機会を設け、共通理解を図り、自立活動の指導・支援に生かす。

(3) 特別活動の方針（生活指導部・学部主事）

- ① 両部門合同の行事を企画するなど、児童・生徒会活動を通しての部門間連携を深める。
- ② 地域、近隣校及び居住地校との交流および共同学習を進め、児童・生徒間の相互理解を深める。

(4) 道徳教育及び生徒指導の方針（生活指導部）

- ① 基本的な生活習慣を確立させ、いじめや生活指導上の不適切な行為等を未然に防ぐ。
いじめを認知した際には「絶対に許さない」との強い決意のもと教職員が団結して対応する。

(5) 進路指導の方針（進路指導部）

- ① 主体的に進路選択ができるよう、児童・生徒一人ひとりの状況や進路希望を的確に把握する。
- ② 早期よりキャリア教育に取り組み（キャリアプランニングマトリックスの検証を行う）、学校卒業後の自立と社会参加を見通した進路指導や職業教育の充実に努める。

(6) 人権尊重の教育の方針（人権推進委員会）

- ① 児童・生徒一人ひとりの将来の自立に向け、個々の障がいの状況や発達段階に応じた教育を進め、自分の願いや思いを表現する力と、お互いの人権を尊重する精神と態度を育てる。

(7) 健康管理と指導の方針（健康教育部）

- ① 安全な生活習慣の確立・向上と、心身ともに健康な体づくりを図る。
- ② 医療的ケアの必要な児童・生徒に対して、看護師を含めた教職員間の連携、保護者、医療機関等との連携を深め、安全にケアが実施できる校内体制の充実を図る。
- ③ ヒヤリハットの事例を組織的に共有・分析し、安全な教育環境づくりを図る。
- ④ 安心・安全な給食提供と食育を通して健康で健全な食生活の態度を養う。

(8) センターの機能の発揮・充実の方針（支援相談部）

- ① リーディングスタッフを中心に、大阪府教育庁及び大阪市教育委員会と連携を図り、特別支援教育のセンター校として、地域の学校園の要請に応じた教育的支援に積極的に取り組む。

(9) 学校組織の運営方針（管理職）

- ① 障がい種別ごとの 2 部門 6 学部設置されている現状を踏まえ、教育活動が円滑にすすむよう学校組織の調整と活性化を図る。
- ② 校長・准校長・教頭・首席・各学部主事において定期的に協議を行い、課題解決と連携の推進を図る。

(10) 教員の研修方針・研修計画（研究部）

- ① 障がい状況や教育的ニーズを踏まえた授業力・専門性の向上を図るため、計画的な校内研修を実施する。
 - ・障がいの特性やつまずきに応じた ICT の活用と指導・工夫【両部門】
 - ・主体的な動きを引き出すための支援【A部門（肢体不自由教育部門）】
 - ・他者と関わり主体的に活動する授業づくり【B部門（知的障がい教育部門）】
- ② 児童・生徒の実態把握や指導法について情報の収集に努め、それをもとに研修会を実施し、教職員の指導力・専門性の向上に努める。
- ③ 障がい状況や教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実に向け教育環境の整備を図り、授業の改善に努める。